

答 申 書

(答申第5号)

令和3年4月28日

福井県行政不服審査会

第1 審査会の結論

審査請求人が令和2年7月14日に提起した福井市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（令和2年7月7日付け生支第159号。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、これを棄却するとの福井県知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

次の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

- (1) 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）から貸付を受けるために、建物登記や相続登記、登記に伴う図面作成、工事請負契約、保険加入などの手続きが必要である。登記手数料の印紙代や図面作成費、工事請負契約書の印紙代、金銭消費貸借契約書の印紙代、火災保険料、機構団体信用生命保険料がかかっており、つなぎローンの契約のために、印紙代や保証料、振込料といった経費（以下「当該経費」という。）がかかっている。
- (2) 当該経費は、貸付を受けるためには不可欠な経費であり、商取引上も不可欠な経費であることから、収入から控除されるべきである。
- (3) 機構の貸付金の償還金は必要経費として認定できることになっているのだから、当該経費も、必要経費として認定するべきである。
- (4) 審理員は、当審査会に証拠を十分に提出しておらず、審理員の審理手続は不当であり、無効である。

2 審査庁の主張

審査請求人の主張は、年金収入から控除することの要件に該当しないため、本件審査請求は棄却することが妥当である。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求を棄却すべきである。

2 理由

- (1) まず、当該経費を、年金の収入認定において控除できるかどうかについて検討する。

法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定しており、保護の程度については、最低生活費から収入として認定した額を差し引いた額をもって決定される場所である。「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の（2）ア（イ）によれば、年金の収入認定において控除できるのは、年金収入を得るために必要な経費に限られており、年金収入を得るための交通費、所得税、郵便料等や受給資格の証明のために必要となる費用が控除できることとなっている。

審査請求人が必要経費と主張している当該経費は、機構の貸付を受けるために必要となった、登記手数料、図面作成費、収入印紙代、機構団体信用生命保険料などの経費である。これらの経費は、年金収入を得るために必要な経費ではないことから、年金収入から控除することはできない。

（2）次に、当該経費を、生活保護において必要経費として認定できるかどうかについて検討する。

次官通知第8の3の（5）には、「その他の必要経費」として認定できる経費が記載されている。この中に、機構の貸付金の償還金は記載されているが、貸付を受けるための必要経費は記載されていない。

（3）以上から、当該経費を、年金収入から控除することはできず、生活保護における必要経費として認定することはできない。

第4 調査審議の経過

令和2年11月26日 諮問の受理

令和3年 1月21日 審議

令和3年 3月30日 審議

令和3年 4月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

審査請求人は、当該経費を必要経費として認定した上で年金収入から控除すべきである旨を主張している。

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定していることから、収入については、全額を認定することが原則とされている。

また、保護の変更に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）における法定受託事務であることから、保護の実施機関は、地方自治法第245条の9の規定に基づく処理基準として厚生労

働省から発出される通知（以下「各種通知」という。）に基づいて保護の変更を決定することとされている。他の被保護者との均衡を考慮すれば、各種通知に基づかない取扱いは、原則的に認められないものと考えられる。

年金から控除できる経費については、次官通知第8の3の（2）のア（イ）において、年金を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合または受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定することとされており、機構の貸付を受けるために必要な経費については、必要経費として認める旨の記載がない。

その他の必要経費については、次官通知第8の3の（5）において、「次の経費については、真に必要なやむを得ない限り、必要な最小限度の額を認定して差しつかえないこと。」とされており、出かせぎ等に要する一般生活費または住宅費の実費など、8つの経費が具体的に列挙されているが、機構の貸付を受けるために必要な経費については、必要経費として認める旨の記載がない。

よって、本件処分に違法または不当な点は認められないことから、本件審査請求には理由がない。

2 審理員の審理手続について

審査請求人は、審理員が当審査会に証拠を十分に提出しておらず、審理員の審理手続は不当であり、無効である旨を主張する。

行政不服審査法第42条第2項は、審理員が審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない旨を規定する。

審理員は、審理手続の終結後、行政不服審査法の規定に基づき、審査庁を通じて当審査会に審理員意見書と事件記録を提出している。事件記録としては、審査請求書や審査請求書の証拠書類、弁明書、弁明書の添付書類、審理員の審理手続における口頭意見陳述の要旨が提出されており、当審査会による審査請求人の主張する事実の認定に当たって、支障は生じていない。

よって、審理員による証拠の収集および提出に関することも含め、審理員の審理手続に違法または不当な点は認められない。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 口頭意見陳述について

令和3年3月11日付けで審査請求人は、当審査会における口頭意見陳述を申し立てているが、当審査会の審査に当たっては、口頭意見陳述の記録など提示されている証拠書類等により審査に支障はなく、口頭意見陳述による更なる事実確認の必要性はないため、審査請求人に口頭意見陳述の機会を付与しないこととする。

福井県行政不服審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	備 考
玄津 辰弥	会 長
田中 住江	
永田 康寛	